宗像市民図書館条例施行規則の一部を改正する規則

宗像市民図書館条例施行規則（平成１５年宗像市教育委員会規則第２５号）の一部を次のように改正する。

第７条の見出し中「登録手続」を「登録等の手続」に改め、同条第４項中「前項の場合において、利用カードの紛失による再交付は、同項」を「利用カードの再交付は、前項」に改め、「の翌日から起算して７日を経過した日」を削る。

附　則

この規則は、平成２０年　月　日から施行する。

宗像市民図書館条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
（登録等の手続） 第７条　略 ２及び３　略 ４　利用カードの再交付は、前項の規定による届出がなされた日以降に登録者の申出により行うものとする。 ５から８まで　略	（登録手続） 第７条　略 ２及び３　略 ４　前項の場合において、利用カードの紛失による再交付は、同項の規定による届出がなされた日の翌日から起算して７日を経過した日以降に登録者の申出により行うものとする。 ５から８まで　略